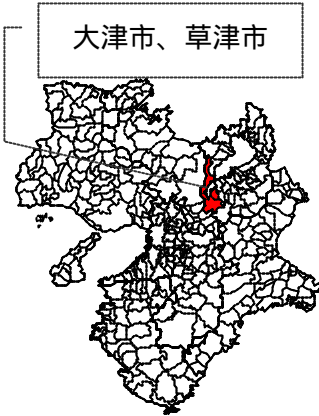


琵琶湖南部エリア大学発新産業創出特区

都道府県名：	滋賀県	
申請主体名：	滋賀県 大津市 草津市	
区域の範囲：	大津市及び草津市の区域の一部 (瀬田地区及び野路地区)	

特区の概要： 滋賀医科大学、龍谷大学、立命館大学の持つ「知」の資源の活用を図るため、3大学がポテンシャルを有する環境分野、健康・福祉・医療・バイオ分野、IT分野、ナノテクノロジー分野の4分野を中心に、構造改革特区制度を効果的に活用し、海外の大学、研究機関等から優れた外国人研究者を招聘して、当該区域における研究活動や内外の研究者による研究交流を促進し、大学発ベンチャー、第二創業等による新産業創出を目指す。

適用される規制の特例措置：

- ・外国人研究者受入れ促進
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理

